

必ずお読みください

新入生・新入生保護者のみなさまへ

高等学校等就学支援金 申請書の提出について

申請書を期限内に提出されなかった場合は、授業料を負担していただくこととなります。

就学支援金とは、次の要件のすべてに該当する生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。（新入生は、4月と7月の2回、手続きが必要です。）生活保護世帯やひとり親家庭以外の方も対象となります。貸与型の奨学金とは違い、返済の必要がありません。

支給対象となる方の要件

- 保護者等（親権者）の平成27年度分の「市町村民税所得割額」が304,200円未満の方
都道府県民税は含みません。父母ともに所得を得ている場合は合計の額になります。
- 高等学校等に在学した期間が通算で36月を超えていない方
定時制・通信制過程の場合は48月になります。国立・公立・私立を問いません。
- 申請書と課税証明書等を期限内に学校に提出した方
課税証明書等については、4ページをご覧ください。

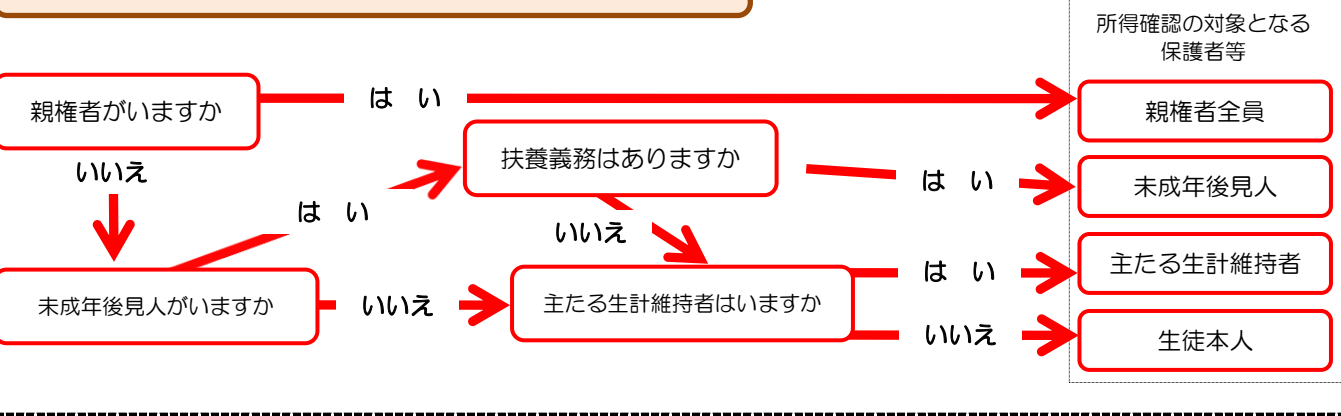
就学支援金の受給には審査があります。
審査結果は、7月上旬（予定）に学校を通じてお知らせします。

※ 申請にあたっては、申請書（別紙）の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。仮に、保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また、偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

提出期限 平成28年4月8日（金）

大阪府立港高等学校
(06)-6583-1401

課税証明書等を添付いただく方



課税証明書等とは

今回の申請では、平成27年度の「市町村民税所得割額」（平成26年の収入に基づく額）を証明する下記の書類、いずれか1点の添付が必要です。また、保護者等（親権者）全員の分の提出が必要です。

- ①【生活保護世帯の方】生活保護受給証明書の**原本**（コピーは不可です。）
市町村の生活保護担当窓口で申請日前3か月以内に発行されたものが必要です。
今回の申請は、平成27年1月1日現在で生活保護を受給していることが必要です。
- ②【サラリーマン世帯の方】市町村民税等特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の**写し**
サラリーマンの方などに昨年5～6月頃、勤務先から配付されたものです。
勤務先以外からの収入があり、税額が変更になっている方や紛失された場合は④が必要です。
A3用紙などで、全体が1枚の用紙に入るようにコピーしてください。
- ③【自営業世帯の方】市町村民税・都道府県民税納税通知書の**写し**
自営業の方などに市町村から送付されます。紛失された場合は④が必要です。
複数ページにわたる通知書は、全部のページを原寸大でコピーしてください。
- ④【①～③の無い方】市町村民税課税（非課税）証明書の**原本**（全部の事項が記載されたもの）
申請日前3か月以内に発行されたもので、コピーは不可です。
市町村の税証明書窓口で発行されます。発行は有料です。

注意事項

- 1 源泉徴収票や確定申告書の控えは、「課税証明書等」になりません。
- 2 保護者の一方(A)が、他方の保護者(B)の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。
ただし、配偶者特別控除の対象である場合には省略できません。

高等学校等就学支援金 申請書記入要領

今回の申請は、4月中の日付をお願いします。

就学支援金を申請される方は、「受給資格認定申請書」にチェックしてください。また、4ページにしたがって課税証明書等を添付してください。

就学支援金を申請されない方は、「申請（又は届出）しない」にチェックしてください。添付書類は不要ですが、授業料の納付が必要になります。

保護者の昼間の連絡先電話番号を必ず記入してください。また、「その他」の場合は氏名を記入してください。

就学支援金を申請されない方の記載は、ここまでです。

就学支援金を申請される方は、以下の欄と裏面も必ず記入してください。

新入生の在学期間は、28年4月1日～になります。（入学式の日からではありません。）

今回が初めての高校入学の場合は、必ずここにチェックしてください。

過去に他の高校に在学したことがある場合は、国立・公立・私立に関わらず全ての学校について記入してください。これまでに就学支援金を受給したことがある場合は、受給事由の消滅通知または受給実績の証明書類が必要です。

【オモテ面】

大阪府教育委員会様

平成28年4月 日

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格の認定を受けているため、高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

申請（又は届出）しない。
授業料を納付します。

上の3つのいずれかにを付けてください。また、以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。

生徒が在学する学校の名称等	〇〇〇立▲▲▲ 高等学校	1年2組3番
ふりがな	もんか	たろう
生徒の氏名	姓 文科	名 太郎
生徒の生年月日	昭和12年12月12日	
生徒の住所	〒540-8571 大阪府大阪市中央区大手前3丁目2-12	
保護者等の昼間連絡先	母 電話 (090) 1234-5678	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書（2回目以降）の場合は記入不要です。）

①現在の学校の在学期間	学校名 〇〇〇立▲▲▲高等学校	平成28年4月1日～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 <input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制

※ 次のいずれかに該当する者は高等学校等就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等（修学年限が3年未満のものを除く。）を卒業もしくは修了した者
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算）が通算して36月を超えた者（ただし、支給停止期間等は含みません。）
 ※過去の学校の在学期間が複数ある場合は、別紙に記入してください。

休学等で就学支援金を受給していない期間がある場合には、「うち支給停止期間等」にその期間を記入してください。在学期間や支給停止期間等が複数ある場合も必ずすべてを記入してください。書き切れない場合には、別紙を添付してください。

黒または青のボールペンで記入してください。

間違えた場合は、二本線で訂正してください。訂正印は不要です。

【ウラ面】

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 高等学校等就学支援金の支給を受ける時期の区分（いずれかにを付けてください。）
 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
 1月～6月（前年度の課税証明書等を添付）

(2) 4月1日時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
 【欄】欄は申請・届出を行う月を記入。次の①から⑦までのいずれかにを付けてください。

(2)-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分 両親とも市町村民税所得割を課されている場合
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。）
	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかなる場合
	<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課税されていない場合
③	<input type="checkbox"/> ウ 離婚、死別等により親権者が1名の場合、親権者が存在するもの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付するもの
	<input checked="" type="checkbox"/> 未成年後見人 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきとされている者である場合は、その者を除きます。）
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
	<input type="checkbox"/> 親権者又は未成年後見人が存在しない場合、成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等
	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税を課税されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 省子	母	文科 勲	伯父

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。
 ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
 ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額更正決定による市町村民税所得割の変更 等）

【3. 確認事項】 次の事項を確認の上、を付けてください。
 高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、高等学校等就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 省子	母	文科 勲	伯父

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥及び⑦の場合は記入不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
文科 勲	伯父		

今回の申請では、4月1日時点における状況を記入してください。認定された場合の支援金の支給期間は、4月から6月分になります。7月以降は改めて届出が必要になります。

保護者の一方(A)が、他方の保護者(B)の配偶者控除の対象者で、Bの市町村民税所得割額が30万円以下の場合には、Aの課税証明書等の添付を省略できます。ただし、配偶者特別控除の対象である場合には省略できません。

親権者の一方が海外赴任等により、平成27年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

離婚や死別等により親権者が1名の場合や、やむを得ない理由により親権者1名の課税証明書等が添付できない場合
 ※「やむを得ない理由」とは、行方不明、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情をいいます。

親権者がおらず、主たる生計維持者の課税証明書等を添付する場合は、合わせて生徒の健康保険証の写しなどの扶養関係を証する書面の添付が必要です。

生徒が施設入所者で、保護者等の課税証明書等が提出できず、生徒にも収入が無い場合

保護者等の全員が、平成27年1月1日現在、海外に在住して、市町村民税が課税されていない場合

課税証明書等を添付する方の氏名、生徒との続柄を記入してください。記入例は、左記のとおりです。